

顧問先 各位

平成23年3月31日

公認会計士・税理士 昆司事務所

このたび東日本一帯を襲った巨大地震により、被害を受けられた皆さまにお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆さまにお悔やみを申し上げます。

震災以後3月28日までに発表された情報を案内させていただきます。

○ 国税庁のお知らせ

国税庁では、法人の申告手続きの一助として、申告書等用紙(確定申告書及び予定(中間)申告書)を申告月の前月下旬に各法人の皆様に発送しておりますが、このたびの地震の影響等を踏まえ、岩手県、青森県、宮城県、福島県、茨城県に納税地を有する法人の皆様につきましては、当分の間、申告書用紙の発送を見合わせさせていただきます。

上記(下線)の皆様におかれましては、平成23年3月11日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限が、すべての税目について、自動的に延長されています。

また、申告所得税と個人消費税の振替納税日が延期になりました。

なお、申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

最新情報や、災害に関する税務上の取扱いを、ご入手されたい方は、国税庁ホームページの閲覧や、当事務所までご連絡ください。

○ 東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策

中小・小規模企業の皆様を対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました。

対象者

このたびの地震災害により被害を受けた全国の中小企業者及び中小企業団体で、事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方(直接被害)及び被害を受けた方の事業活動に相当程度依存しているため、自ら売上が大幅に減少している等で、当該事実に係る証明を市町村等から受けた方(間接被害)

具体的内容

- ①利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」(基準利率)から0.9%を基準として引下げ
- ②利率の引き下げ適用の限度額 1,000万円(中小企業団体(事業協同組合等)の場合は3,000万円)
- ③利率の引き下げの適用期間 平成23年3月11日から平成23年9月11日までに「災害復旧貸付」を受ける方について融資後3年間

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会(公的金融機関)、商工会議所等に「特別相談窓口」を設置しています。

中小企業相談ナビダイヤル 0570-064-350